平成２５年（フ）第６３号
和歌山県岩出市野上野７番地の11
債務者　山﨑　幹夫
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８１号
和歌山県海南市日方1289番地30
債務者　西原　　充
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８２号
和歌山県海南市日方1289番地30
債務者　西原恵美子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６号
山口県周南市東山町12番52号
債務者　山根美津子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第９７号
香川県高松市牟礼町大町2092番地４
債務者　片桐　憲二
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３５号
北海道小樽市桜５丁目19番27号
債務者　勝沼　範和
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第４３号
北海道苫小牧市木場町２丁目５番１号　親和203号
債務者　小林　洸太
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４４号
北海道苫小牧市末広町１丁目２番22―802号
債務者　佐藤　光子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４６号
北海道苫小牧市日の出町１丁目２番７号　クリスタルハーモニー19―201
債務者　西本　真樹
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４８号
北海道苫小牧市山手町１丁目８番８号　メルベージュＮＯ25―103号
債務者　坂脇　良彦
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５０号
北海道苫小牧市住吉町１丁目３番２―307号
債務者　佐々木雪子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５８号
仙台市宮城野区福室３丁目31番３号　レジデンスフローラ201
債務者　上杉　玲子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
仙台市若林区上飯田２丁目31番31号
債務者　井上　直樹
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
仙台市青葉区小田原８丁目12番18号　フレグランス舞101
債務者　吉田　裕明
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
仙台市若林区八軒小路22番地
債務者　飯田　正人
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
仙台市太白区西中田２丁目７番14号、従前の住所仙台市青葉区中江２丁目20番５号　シャンブル中江103
債務者　佐藤ゆりか（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
秋田県大仙市大曲田町29番33号　ハイム友102号室、旧住所秋田県大仙市協和境字野田30番地１
債務者　村上　和子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
秋田地方裁判所大曲支部